

山形県山岳連盟

規約・規程類集

2022 年3月改正

山形県山岳連盟規約・規程類集目次

山形県山岳連盟規約	2
山形県山岳連盟が行う講習会・研修会の事業管理・運営規程	8
山形県山岳連盟事務処理規程	9
山形県山岳連盟指導員会規程	10
山形県山岳連盟表彰規程	12
山形県山岳連盟登山部規程	13
山形県山岳連盟クライミング部規程	14
山形県山岳連盟普及部規程	15

山形県山岳連盟規約

第1章 総 則

（名称）

第1条 本連盟は、山形県山岳連盟（以下「本連盟」という。）という。

（事務所）

第2条 本連盟の事務所は事務局長宅に置く。

第2章 目的及び事業

（目 的）

第3条 本連盟は、加盟会員の交流と連携を深め、安全登山に関する技術の研鑽、自然保護精神の
昂揚、登山ならびに山岳に関する知見の醸成を図り、文化と体育の振興に寄与し、登山愛好者
の利益を追求することを目的とする。

（事 業）

第4条 本連盟は、目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 安全登山の普及啓発、及び技術の研究指導。
- (2) 登山活動における自然保護の啓蒙と普及。
- (3) 登山及びクライミングの普及と振興。
- (4) 山岳遭難の予防と対策の推進。
- (5) 山岳及びクライミング指導者の育成。
- (6) 登山に関する刊行物及び映像等の制作。
- (7) 地誌を始めとする山岳に関する調査研究。
- (8) その他目的を達成するために必要な事業。

第3章 会 員

（会 員）

第5条 本連盟の会員は次のとおりとする。

- (1) 山形県内に事務所を置く登山及びクライミング団体などで本連盟の規約に賛同する団体
（以下「団体会員」という。）。)
- (2) 個人会員（本連盟の加盟団体に所属しない者）で本連盟の規約に賛同する者（以下「個人
会員」という。）。)
- (3) 本連盟の規約に賛同する法人、団体又は個人（以下「賛助会員」という。）。)

2 本連盟に入会する手続きは次のとおりとする。

- (1) 団体会員になろうとする者は、加盟申込書を提出し常任理事会の承認を受けなければなら
ない。
- (2) 個人会員になろうとする者は、加盟申込書を提出し会長の承認を受けなければならない。
- (3) 賛助会員になろうとする者は、加盟申込書を提出し常任理事会の承認を受けなければなら

ない。

3 本連盟の入会金は次のとおりとする。

- (1) 団体会員 10,000円
- (2) 個人会員 1,000円

4 本連盟の年会費は次のとおりとする。

- (1) 団体会員
 - ① 会員数が51名以上 37,000円
 - ② 会員数が41名以上50名まで 35,000円
 - ③ 会員数が31名以上40名まで 30,000円
 - ④ 会員数が21名以上30名まで 25,000円
 - ⑤ 会員数が11名以上20名まで 20,000円
 - ⑥ 会員数が10名まで 15,000円
 - ⑦ 高体連登山部1校 10,000円
- (2) 個人会員 2,000円
- (3) 賛助会員 5,000円

5 既納の入会金及び会費はいかなる理由があっても返還しない。

6 年会費は原則毎年5月までに納入するものとする。

7 会員は次により資格を喪失する。

- (1) 退会したとき。
- (2) 会費を2年以上滞納したとき。
- (3) 除名されたとき。

8 会員が退会しようとするときは、理由を付して退会届を会長に提出し常任理事会の承認を受けなければならない。

9 会員が次の各号に該当するときは、常任理事会の議決を得て除名することができる。

- (1) 本連盟の名誉を傷つけ又は目的に違反する行為があったとき。
- (2) 本連盟会員としての義務に違反したとき。

第4章 役員

(役員)

第6条 本連盟に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名 (1名は高体連登山部長を以って充てる。)
- (3) 理事長 1名
- (4) 副理事長 若干名
- (5) 常任理事 若干名
- (6) 事務局長 1名
- (7) 監事 2名

2 本連盟の役員の選出は次による。

(選考委員会)

第7条 常任理事を選出するため「選考委員会」を設ける。

2 選考委員会は、会長が指名する者で構成する。

(常任理事)

第8条 常任理事は、本連盟会員の中から「選考委員会」で選出し、会長が委嘱する。また、会長が必要と認めた場合は常任理事に委嘱することができる。

2 第6条(1)から(7)までの役員は常任理事会で選出し、総会で承認を受ける。尚、立候補者がいる場合はこれを優先し常任理事会に諮る。

3 役員の任務は次による

- (1) 会長は、本連盟を代表し会務を総轄する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、その職務を代行する。
- (3) 理事長は、業務を総括し、その職務を代理する。
- (4) 副理事長は、理事長を補佐し、その職務を代理する。
- (5) 常任理事は、第4条に定める事業のほか、総会において議決された業務の企画運営を執行する。
- (6) 常任理事は、専門部「登山部・クライミング部・普及部」のいずれかに所属し、各部の部長及び副部長に就く。
- (7) 事務局長は、本連盟の事務局を統括する。
- (8) 監事は、本連盟の事業、経理を監査する。

4 本連盟の役員の任期は2年とし再任をさまたげない。

5 補欠又は増員により選任された役員の任期は前任者の残任期間とする。

6 役員は、辞任又は任期満了後でも後任者が就任するまで、なおその職務を行う。

7 役員が次の各号の一つに該当するときは、常任理事会の議決をもって会長がこれを解任することができる。

- (1) 職務上の義務違反その他役員にふさわしくない行為があると認められるとき。
- (2) 健康上の理由、その他常任理事会で特に必要と認めたとき。

第5章 組 織

(専門部)

第9条 本連盟に事業執行に携わる専門部を置く。

2 専門部は、『登山部』・『クライミング部』・『普及部』とする。

3 登山部は、指導員会・自然保護・海外登山・遭難対策・山岳文化を所管する。

4 クライミング部は、クライミングの普及および指導等を所管する。

5 普及部は、高校山岳部・ジュニア育成を所管する。

6 各部に部長、副部長を置き常任理事が分担する。

7 各部に事業執行に携わる専門部員を置くことができる。

8 専門部員は部長が委嘱する。

（事務局）

第 10 条 本連盟に事務局を置く。

- 2 事務局は、一般事務、広報、関係機関団体との調整等を所管する。
- 3 事務局員は会長が委嘱する。

（顧問）

第 11 条 本連盟に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、常任理事会の議決を経て会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じ意見を述べることができる。

第 6 章 議 決 機 関

（常任理事会）

第 12 条 総会に次ぐ議決機関として常任理事会を置く。常任理事会は会長が必要と認めた場合に招集する。

- 2 常任理事会は規約第 6 条(1)から(6)までの役員で構成する。
- 3 常任理事の現在数の 3 分の 1 以上から会議に付議すべき事項を示し、常任理事会の招集を請求されたときは、会長はその請求があったときから 14 日以内に常任理事会を招集しなければならない。
- 4 常任理事会を招集するには、各常任理事に対し会議に付議すべき事項、日時、及び場所を示して通知しなければならない。
- 5 常任理事会の議長は会長とする。
- 6 常任理事会は、第 12 条 2 号の構成員の 3 分の 2 以上の者が出席しなければその議事を議決することが出来ない。但し、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決し、また他の構成員を代理人として表決を委任した者は出席者とみなす。（委任状処理）
- 7 常任理事会の議決は、この規約の別段の定めのある場合を除くほか、出席常任理事の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 8 常任理事会は、緊急若しくは参集が難しいと会長が判断した場合、書面やオンライン等により決議をすることができる。
- 9 常任理事会には議事録を作成し議長及び出席者の代表が署名のうえこれを保存する。

（総 会）

第 13 条 総会は、本連盟の最高意思決定機関とし評議員をもって構成する。

- 2 評議員の数及び要件は次による。
 - (1) 規約第 5 条第 1 項の会員数が 20 名未満のとき 1 名
 - (2) 規約第 5 条第 1 項の会員数が 20 名以上 50 名未満のとき 2 名
 - (3) 規約第 5 条第 1 項の会員数が 50 名以上のとき 3 名
 - (4) 山形県高等学校体育連盟登山部 地区 1 名
 - (5) 個人会員については「評議員認定者」とする 若干名
 - (6) 個人会員で評議員を希望する者は、会長に「評議員希望届」を提出する。

- (7) 個人会員から評議員希望届が提出されたときは、常任理事会で審査し会長の承認を受ける。
- (8) 個人会員で評議員を辞退する場合は、「評議員辞退届」を提出し会長が承認する。
- 3 通常総会は、毎年3月に会長が召集する。
- 4 臨時総会は、常任理事会が必要と認めるとき会長が召集する。
- 5 前項のほか評議員数の3分の1以上から会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求されたときは、会長はその請求があった日から20日以内に臨時総会を招集しなければならない。総会の招集は、その会議の付議すべき事項、日時、および場所を示して通知しなければならない。
- 6 総会の議長は、会議の都度出席評議員の互選で定める。
- 7 総会は、この規約の定めるほか次の事項を議決する。
- (1) 本規約の改廃に関する事項。
 - (2) 事業計画及び収支予算に関する事項。
 - (3) 事業報告及び収支決算に関する事項。
 - (4) その他常任理事会で必要と認めたもの。
- 8 総会は、評議員の現在数2分の1以上の者が出席しなければその議事を議決することが出来ない。但し、当該事項につき書面を以ってあらかじめ意思を表した者、または、代理人に表決を委任した者は出席者とみなす。
- 9 総会の議事は、この規約の別段の定めがある場合を除くほか、出席評議員の過半数を以て決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 10 総会は、参集が難しいと会長が判断した場合、書面やオンライン等により決議をすることができる。
- 11 総会の議事の要領及び議決した事項は、文書、ホームページ等をもって公開する。
- 12 総会には議事録を作成し議長及び出席者の代表が署名のうえこれを保存する。

第7章 会 計

(経費)

第14条 本連盟の経費及び会計年度は次のとおりとする。

- (1) 経費は入会金、会費、寄付金、及びその他の収入をもってあてる。
- (2) 会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第8章 雑 則

(書類及び帳簿の設置)

第15条 本連盟の事務所に次の書類及び帳簿を備えなければならない。

- (1) 規 約
- (2) 会員名簿
- (3) 役員名簿
- (4) 議事録
- (5) 収入支出に関する帳簿及び証憑書類
- (6) 会務日誌

(7) その他必要な書類及び帳簿

- 2 前項1号から4号までの書類は永年、同5号の書類は10年以上、同6号、7号の書類及び帳簿は1年以上保存しなければならない。

附 則

1. この規約は 1982 (S57) 年 3月14日より施行する。
2. 1961 (S36) 年11月 5日施行の規約は廃止する。
3. この規約は、1982 (S57) 年 6月13日より施行する。
4. この規約は、1989 (H 1) 年 4月16日より施行する。
5. この規約は、1991 (H 3) 年 4月14日より施行する。
6. この規約は、1993 (H 5) 年 4月 1日より施行する。
7. この規約は、1995 (H 7) 年 4月 1日より施行する。
8. この規約は、1997 (H 9) 年 5月18日より施行する。
9. この規約は、1998 (H10) 年 4月19日より施行する。
10. この規約は、2003 (H15) 年 4月20日より施行する。
11. この規約は、2006 (H18) 年 4月16日より施行する。
12. この規約は、2009 (H21) 年 4月 1日より施行する。
13. この規約は、2010 (H22) 年 4月 1日より施行する。
14. この規約は、2015 (H27) 年 4月 1日より施行する。
15. この規約は、2016 (H28) 年 3月19日より施行する。
16. この規約は、2019 (H31) 年 3月16日より施行する。
17. この規約は、2021 (R 3) 年 3月20日より施行する。
18. この規定は、2022 (R 4) 年 3月19日より施行する。

山形県山岳連盟が行う講習会・研修会等の事業の管理・運営規程

第1条 この規程は、山形県山岳連盟（以下「連盟」という。）が行う講習会・研修会等の事業（以下「講習会等」という。）の管理・運営について定める。

第2条 講習会等の計画概要の作成は担当専門部が行う。

第3条 講習会の管理・運営の円滑化を図るため、一つ以上の連盟加盟団体に主管させることができる。

第4条 主管団体は、講習会等の管理運営責任者を定めるとともに実施計画案、予算案を実施期日前30日までに連盟会長に提出する。

第5条 会長は、前条の提出を受けたときは内容を検討し、必要と認めたときは訂正し、その結果を管理運営責任者に通知する。

第6条 講習会等開催期間中、死亡事故、重大な傷害事故、期日の延長、及びこれに類する事故が起きたとき、管理運営責任者又はこれに代わる者は、早急に事故に対処するとともに会長に報告し、指示を受けなければならない。

第7条 管理運営責任者は講習会等終了後、速やかに講習会等実施報告書、収支決算書を会長へ提出しなければならない。

第8条 講習会等に要する経費は連盟支出金のほか参加料等とする。

第9条 講習会等の役員には旅費を支給することができる。

第10条 この規程の改廃は常任理事会の議決による。

附 則

- 1 この規程は、1982（S57）年 6月13日より施行する。
- 2 この規程は、1995（H 7）年 4月 1日より施行する。
- 3 この規程は、2010（H22）年 4月 1日より施行する。
- 4 この規定は、2022（R 4）年 4月 1日より施行する。

山形県山岳連盟 事務処理規程

第1条 山形県山岳連盟（以下「連盟」という。）の事務処理はこの規定の定めるところによる。

第2条 各専門部の事務処理はそれぞれの部に於いて処理する。

第3条 連盟加盟各団体は毎年4月1日現在の会員名簿を原則4月末日まで事務局へ提出しなければならない。

第4条 役員及び事務局員が業務のため旅行するときは次の旅費を支給する。

- (1) 運賃 通常の経路による往復運賃（急行、新幹線を含む）
- (2) 宿泊料 9,000 円（但し、指定有る場合は当該経費とする。）
- (3) 日当 1,000 円（但し、行程を含め4時間を超える業務を対象とする。）
- (4) 車使用の時は1km当たり15円とする。（但し、5km圏内は対象外とする）
- (5) 有料道路料金等は会長が認めた場合に支給する。
- (6) 変則的な旅費は実費とする。

第5条 役員及び事務局員以外の会員で、特に必要と認めた業務のため旅行するときは前条の規定を適用する。

2 連盟が主催する事業で会長が会員以外に旅行を依頼したときの旅費等はその都度定める。

第6条 次の事項は事務局長が専決できる。

- (1) 簡単な往復文書の決裁
- (2) 関係機関団体との調整

第7条 次の事務処理は事務局長が行う。

- (1) 収入支出に関すること
- (2) 機関紙、映像の編集発刊に関すること
- (3) 簡単な報告、提出書類に関すること
- (4) その他常任理事会で定めたこと。

第8条 この規程の改廃は常任理事会の議決による。

附 則

- 1 この規程は、1982（S57）年 6月13日より施行する。
- 2 この規程は、1986（S61）年 4月 6日より施行する。
- 3 この規程は、1991（H 3）年 4月14日より施行する。
- 4 この規程は、1995（H 7）年 5月14日より施行する。
- 5 この規程は、2010（H22）年 4月 1日より施行する。
- 6 この規定は、2022（R 4）年 4月 1日より施行する。

山形県山岳連盟 指導員会規程

(設置)

第1条 本会は、山形県山岳連盟規約第9条第3項により設置する。

(名称)

第2条 本会は山形県山岳連盟指導員会（以下「指導員会」という。）という。

(会員)

第3条 本会連盟所属の日本スポーツ協会公認スポーツ指導者（山岳・スポーツクライミング）及び、日本山岳・スポーツクライミング協会公認コーチ並びに自然保護指導員（以下「指導員等」という。）を以って会員とする。

2 会員の定義は、日本スポーツ協会より資格認定書が本連盟に届いたとき及び入会希望があった場合に会員となり、日本スポーツ協会指導者マイページで辞退届の手続きをしたとき、更新の意思がなく本人から退会の届があった場合、又は、何らかの理由により本連盟の会員でなくなったときに退会とする。

(目的)

第4条 本会は、連盟加盟団体及び一般登山者に対して登山技術の指導と普及に努め、登山道徳の向上と自然保護の啓蒙並びに遭難防止を図るとともに、指導員として資質の向上を図ることを目的とする。

(事業)

第5条 本会は前条の目的達成のため次の事業を行う。

- (1) 登山道徳や技術の向上を図るための要請により指導員を派遣すること。
- (2) 各指導員を対象とした研修会、講習会を開催すること。
- (3) その他必要な事業。

(役員及び部員)

第6条 本会に次の役員及び委員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名
- (3) 委員 若干名（専門部員は以下「委員」という）

(役員の選出)

第7条 本会の役員及び部員の選出は次による。

2 委員長は、連盟規約第8条による『登山部長』を以ってあて、副委員長は委員長が推薦し会長の承認を得る。委員は委員長の委嘱による。

(任期)

第8条 本会役員の任期は2年とし、山形県山岳連盟の会計年度の属する期間とする。

(役員の任務)

第9条 委員長は本会を代表する。

2 副委員長は、委員長を補佐し事故あるときはこれを代行する。

3 委員は、委員長の命を受け事業の企画運営、及び本会事務を処理する。

(事務局)

第10条 本会に事務局を設ける。事務局長及び事務局員は委員長の委嘱による。

（経費）

第 11 条 本会の経費は連盟会計からの支弁、その他の収入とする。

2 本会の会員は、一人年額2,000円を連盟に納入する。ただし、資格が2つ以上ある場合も一人2,000円とする。

3 本会の会計年度は連盟会計に準ずる。

（規程の改廃）

第 12 条 本規程の改廃は、常任理事会の議決による。

附 則

(1) 1995（H 7）年 5月14日より施行する規程を廃止する。

(2) この規程は、2010（H22）年 4月 1日より施行する。

(3) この規程は、2019（H31）年 3月16日より施行する。

(4) この規程は、2021（R 3）年 3月20日より施行する。

(5) この規程は、2022（R 4）年 3月19日より施行する。

山形県山岳連盟 表彰規程

第1条 この規程は、山形県山岳連盟に加盟する者で登山活動が極めて顕著であった者又は推奨すべき業績若しくは、善行があったと認められた者を表彰することによって県山岳界の進展を図ることを目的とする。

第2条 事務局長は、表彰該当者があると認めたときは実情を調査し、会長に報告するものとする。

第3条 会長は前条の報告を受け表彰又は推薦について承認し、当該年度開催の近接する常任理事会に報告する。

第4条 表彰とは、山形県山岳連盟会長表彰、推薦とは、日本山岳・スポーツクライミング協会会長表彰・その他機関団体長表彰とする。

第5条 この規定の改廃は、常任理事会の議決によるものとする。

附 則

- 1 この規程は、1982（S57）年 6月13日より実施する。
- 2 この規程は、2010（H22）年 4月 1日より施行する。
- 3 この規程は、2022（H 4）年 4月 1日より施行する。

山形県山岳連盟 登山部規程

(名称)

第1条 この専門部は、山形県山岳連盟登山部（以下「登山部」という。）という。

(設置)

第2条 登山部は、山形県山岳連盟規約（以下「規約」という。）第9条第2項により設置する。

(目的)

第3条 登山部は、規約第3条による活動を実践することを目的とする。

(事業)

第4条 登山部は、規約第4条による事業の実践並びに規約第9条第3項を所管し関係する事業の推進を図る。

(役員及び部員)

第5条 登山部に、次の役員及び部員を置く。

部長	1名
副部長	若干名
部員	若干名

(役員及び部員の選出)

第6条 登山部の役員及び部員の選出は次による。

部長、副部長、部員は規約第8条第2項、第3項及び第9条第6項から第8項による。

(役員及び部員の任期)

第7条 登山部の役員及び部員の任期は、規約第8条第4項及び第5項に準ずるものとする。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、常任理事会の議決による。

附 則

- 1 この規程は、2010（H22）年 4月 1日より施行する。
- 2 この規程は、2022（R 4）年 4月 1日より施行する。

山形県山岳連盟 クライミング部規程

（名称）

第1条 この専門部は、山形県山岳連盟クライミング部（以下「クライミング部」という。）という。

（設置）

第2条 クライミング部は、山形県山岳連盟規約（以下「規約」という。）第9条第2項により設置する。

（目的）

第3条 クライミング部は、規約第3条による活動を実践することを目的とする。

（事業）

第4条 クライミング部は、規約第4条による事業の実践並びに規約第9条第4項を所管し関係する事業の推進を図る。

2 本連盟が携わるクライミング施設の利用指導及び安全点検等の管理を所管する。

（役員及び部員）

第5条 クライミング部に、次の役員及び部員を置く。

部長	1名
副部長	若干名
部員	若干名

（役員及び部員の選出）

第6条 クライミング部~~競技部~~の役員及び部員の選出は次による。

部長、副部長、部員は規約第8条第2項、第3項及び第9条第6項から第8項による。

（役員及び部員の任期）

第7条 クライミング部の役員及び部員の任期は、規約第8条第4項及び第5項に準ずるものとする。

（規程の改廃）

第8条 この規程の改廃は、常任理事会の議決による。

附 則

- 1 この規程は、2010（H22）年 4月 1日より施行する。
- 2 この規定は、2022（R 4）年 4月 1日より施行する。

山形県山岳連盟普及部規程

(名称)

第1条 この専門部は、山形県山岳連盟普及部（以下「普及部」という。）という。

(設置)

第2条 普及部は、山形県山岳連盟規約（以下「規約」という。）第9条第2項により設置する。

(目的)

第3条 普及部は、規約第3条による活動を実践することを目的とする。

(事業)

第4条 普及部は、規約第4条による事業の実践並びに規約第9条第5項を所管し関係する事業の推進を図る。

(役員及び部員)

第5条 普及部に、次の役員及び部員を置く。

部長	1名
副部長	若干名
部員	若干名

(役員及び部員の選出)

第6条 普及部の役員及び部員の選出は次による。

部長、副部長、部員は規約第8条第2項、第3項及び第9条第6項から第8項による。

(役員及び部員の任期)

第7条 普及部の役員及び部員の任期は、規約第8条第4項及び第5項に準ずるものとする。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、常任理事会の議決による。

附 則

- 1 この規程は、2010（H22）年 4月 1日より施行する。
- 2 この規定は、2022（R 4）年 4月 1日より施行する。